児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について
（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課

１．改正の趣旨

○　保育所における食事の提供については、構造改革特別区域に限り、施設外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入方式」という。）により実施することができることとしてきたところ、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 13 日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定。別紙参照。）を踏まえ、保育所における食事の提供に関する基準について所要の改正を行う。

２．改正の概要

①　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）の一部改正

○　保育所における食事の提供は自園調理により行うことが原則であるところ、今般の「構造改革特別区域基本方針」において、公立保育所が一定の要件を満たす場合には、構造改革特別区域以外の地域の公立保育所であっても、乳児及び満三歳未満の幼児（以下「乳幼児」という。）に対して、外部搬入方式により食事の提供を行うことを可能とすることとされた。

○　これを踏まえ、保育所における食事の提供についての特例を定めた設備運営基準第 32 条の２を改正することとし、その際、外部搬入方式により食事の提供を行う公立保育所が満たすべき一定の要件として、現行の構造改革特別区域における外部搬入方式による食事の提供について定められた要件等を踏まえ、次のアからオまでを定める。また、この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について外部搬入方式によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることとする。

ア　外部搬入方式による食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ　調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ　乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適

切に応じることができるとともに、特に、乳幼児に対する食事の提供に当たっては、個々の乳幼児の発育及び発達の個人差を考慮して適切に食事を提供することができること。

オ　食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

② 内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和５年内閣府令第 43 号）の一部改正

○　第１条の規定を削除するとともに、その他所要の改正を行う。

③ その他

○　国家戦略特別区域小規模保育事業（※）の廃止に伴う規定の整備として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）附則第５条の規定について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）附則第３条の規定と同様に、満三歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 10 項第３号に掲げる事業をいう。）を対象から除く。

○　その他所要の改正を行う。

（※）児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）により、国家戦略特別区域に限り認められていた「３歳児から５歳児までのみを対象とした小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）」が全国展開された（令和８年４月１日施行）ことにより廃止された国家戦略特別区域の特例事業をいう。

３．根拠条項

○　児童福祉法第 45 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日（一部の規定は公布の日）

別紙

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 13 日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定）（抜粋）

別表２　全国展開することとなった規制の特例措置

番号	特定事業の名称	関係府省庁	措置区分	評価意見等	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	全部	３歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていく。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 75 号） 保育所における食事の提供について(平成 22 年６月１日雇児発 0601 第４号)	平成 22 年６月１日施行（措置済）	厚生労働省
		地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。		３歳未満児に対する給食については、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、全国展開を行う。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を改正することで対応予定	令和９年４月１日に措置	こども家庭庁